

平成 27・28 年度

松浦市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領 (建設工事及び測量・建設コンサルタント等)

平成 27・28 年度に、松浦市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の競争入札に参加を希望する者は、下記の要領により資格審査申請書を提出してください。この申請書は、松浦市の公営企業部門の入札参加資格申請を兼ねるものとします。

なお、物品及び役務の提供に係る競争入札参加資格申請は会計課で取り扱っております。

1. 申請書提出期間等

(1) 受付期間

平成 27 年 1 月 15 日 (木) から平成 27 年 2 月 27 日 (金) まで ※当日消印有効
(土、日、祝日を除く)

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 提出・問い合わせ先

〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免 3 6 5 番地

松浦市役所 建設課 管理係 TEL 0956-72-1111 (内線 209)

(4) 提出方法

持参又は郵送 (郵送される際は、受付票の返送のため、切手を貼った返信用封筒《定形》又はハガキを必ず同封してください。)

2. 有効期間

平成 27・28 年度の 2 年間とします。 (当該競争入札参加資格が認定された時から、次回 (平成 29・30 年度) の競争入札参加資格審査に基づく競争入札参加資格の認定の時までとします。)

ただし、中間年度 (平成 28 年度) の入札参加資格を得るためには、下記要領 8 に掲載している追加書類を提出することが条件になります。追加書類の提出がないと平成 28 年度の入札に参加できないことになりますのでご注意ください。 (※要領 8 を参照してください。)

また、建設工事の場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日から 1 年 7 ヶ月を経過すると公共工事を請け負うことができなくなりますので、ご注意ください。

3. 競争入札参加者の資格等

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者 (※注 1)

(2) 国税及び松浦市税 (松浦市内に本店又は委任先の営業所等を有する者のみ) を滞納していない者

- (3) 経営状態が健全であると認められる者(※注2)
- (4) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けた者で現に建設業を営んでいる者
- (5) 建設工事にかかる測量、建設コンサルタント業務等にあつては、営業に関し法律上必要とする資格を有する者で現に営業を営んでいる者
 - ア 「測量一般」「地図の調整」「航空測量」を希望する者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること
 - イ 「建築一般」を希望する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること
 - ウ 「不動産鑑定」を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でない者

※注1 地方自治法施行令第167条の4 （一般競争入札の参加者の資格）

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注2

会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつ

て、手続開始の決定後、経営事項審査を受けたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定したものを除く。）。。

4. 提出書類

下記「提出書類一覧表」のとおり、番号順にA4判（タテ）の紙製ファイル（色指定なし）に左綴じして提出してください。（ファイルの表紙及び背表紙には商号又は名称を記入してください。）

受付の際、書類に不備・不足がある場合は受理できません。

5. 登録内容の変更届出

申請者は競争入札参加資格の確認を受けた後、下表に該当した場合は、必要書類を添付の上、直ちに「松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・コンサルタント）」を提出してください。

変更事項	提出書類
商号又は名称、代表者（職・氏名）、本社所在地	変更届 誓約書 商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書（3ヶ月以内の写し可） 建設業許可行政庁に提出した変更届の写し 委任先がある場合は委任状
委任先の営業所名、代表者（職・氏名）、所在地	変更届 委任先がある場合は委任状
電話番号・ファクシミリ番号	変更届
使用印鑑	変更届 使用印鑑届
建設業の許可等（建設工事）	変更届 建設業許可通知書の写し（登録工種追加の場合）
登録業種（測量・建設コンサル）	変更届 登録証明書等（登録業種追加の場合）
技術者	変更届 技術者名簿

6. 廃業等の届出

次の事項に該当した場合は、直ちに「松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・コンサルタント）」を提出してください。

- （１）廃業したとき
- （２）入札参加資格を取得した個人が死亡したとき
- （３）法人が合併により消滅又は破産したとき
- （４）上記（３）以外の事由により解散したとき
- （５）許可を受けた建設業を廃止したとき

※商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書に記載がある変更につきましては、その写しも提出してください。

7. 再審査の申請

入札参加資格取得後、次に該当する場合は、速やかに入札参加資格申請の再審査を申請してください。

- (1) 法人の合併、事業譲渡、分割等により入札参加資格を承継しようとするとき
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、更生計画の認可が決定されたとき
- (3) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け、再生計画の認可が決定されたとき

8. 中間年度（平成28年度）の追加書類について

平成28年度の追加書類は、下記の書類を平成28年1月15日（金）～平成28年2月29日（月）までに提出してください。

(1) 建設工事

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ・納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）
※法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」を提出してください。（写し可）
- ・完納証明書（松浦市の市税を滞納していない旨の証明書）
※松浦市内に本社または委任を受けた営業所等を有する場合は、提出してください。（写し可）

(2) 測量、建設コンサルタント等

- ・納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）
※法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」を提出してください。（写し可）
- ・完納証明書（松浦市の市税を滞納していない旨の証明書）
※松浦市内に本社または委任を受けた営業所等を有する場合は、提出してください。（写し可）

この要領は、松浦市役所のホームページに掲載しています。

松浦市ホームページアドレス <http://www.city-matsuura.jp/>

提出書類一覧表（建設工事）

No.	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
①	提出書類チェック表	市指定様式 提出書類の確認時に記入すること	必須
②	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【建設工事】	市指定様式（その１）（その２）	必須
③	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日から１年７か月を経過していないもの	必須
④	入札保証金免除申請書	市指定様式（添付書類必須） 入札保証金免除希望の場合は提出してください。	任意
⑤	工事経歴書	市指定様式又は中央公契連統一様式（任意様式可） 工種別に作成してください。	必須
⑥	技術者名簿（会社全体、委任先）	市指定様式（任意様式を使用する場合で委任先がある場合は、委任先の技術者が分かるよう作成してください。）	必須
⑦	従業員数及び資格別技術者数（会社全体、委任先）	市指定様式	必須
⑧	納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）	法人事業者は「その３の３」様式、個人事業者は「その３の２」様式。ただし、３か月以内に証明を受けたもの（写し可）	必須
⑨	松浦市の市税を滞納していない旨の証明書	完納証明書【様式第５号（その３）】 ３か月以内に証明を受けたもの（写し可） 市内に本社又は委任先の営業所を有する場合のみ提出してください。	市内のみ必須
⑩	商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書	３か月以内に証明を受けたもの（写し可） 法人事業者のみ提出してください。	法人は必須
⑪	本籍地の市・区役所又は町村役場で発行される身分証明書	３か月以内に証明を受けたもの 個人事業者のみ提出してください。	個人は必須
⑫	誓約書 ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による	市指定様式 委任先で登録する場合であっても、誓約書は本社の代表者及び実印としてください。	必須
⑬	年間委任状	任意様式（委任期間は空欄のこと） 建設業法に定める営業所等に契約権限等を委任する場合に提出してください。	委任のみ必須
⑭	使用印鑑届	任意様式	必須
⑮	ISO認証登録証の写し	ISOを取得している場合に提出してください。 （適用内容がわかるもの）	任意
⑯	建設業許可証明書	国又は都道府県から３か月以内に証明を受けたもの（写し可） ※許可通知書では、受け付けません。	必須

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等）

No.	提出書類	提出要領・補足説明	必須又は任意
①	提出書類チェック表	市指定様式 提出書類の確認時に記入すること	必須
②	松浦市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【測量、建設コンサルタント等】	市指定様式（その１）（その２）	必須
③	測量、コンサルタント業務資格者等調書	市指定様式	必須
④	入札保証金免除申請書	市指定様式（契約書等添付書類必須） 入札保証金免除希望の場合は提出してください。	任意
⑤	財務諸表	決算書類、貸借対照表、収支内訳書などの写し	必須
⑥	測量等実績調書	市指定様式又は中央公契連統一様式（任意様式可） 業務の種類別に作成してください。	必須
⑦	技術者名簿（会社全体、委任先）	市指定様式（任意様式を使用する場合で委任先がある時は、委任先の技術者が分かるよう作成してください。）	必須
⑧	従業員数及び資格別技術者数（会社全体、委任先）	市指定様式	必須
⑨	建築関係コンサルタント技術職員調書	市指定様式 建築関係コンサルタント希望する営業所のみ提出してください。また委任先がある場合は、委任先における技術職員について記入してください。	希望のみ必須
⑩	納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がない税務署の証明書）	法人事業者は「その３の３」様式、個人事業者は「その３の２」様式。ただし、３か月以内に証明を受けたもの（写し可）	必須
⑪	松浦市の市税を滞納していない旨の証明書	完納証明書【様式第５号（その３）】 ３か月以内に証明を受けたもの（写し可） 市内に本社又は委任先の営業所を有する場合のみ提出してください。	市内のみ必須
⑫	商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書	３か月以内に証明を受けたもの（写し可） 法人事業者のみ提出してください。	法人は必須
⑬	本籍地の市・区役所又は町村役場で発行される身分証明書	３か月以内に証明を受けたもの 個人事業者のみ提出してください。	個人は必須
⑭	誓約書 ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による	市指定様式 委任先で登録する場合であっても、誓約書は本社の代表者及び実印としてください。	必須
⑮	年間委任状	任意様式（委任期間は空欄のこと） 建設業法に定める営業所等に契約権限等を委任する場合に提出してください。	任意
⑯	使用印鑑届	任意様式	必須
⑰	登録証明書または登録通知書（写し可）	証明書は３か月以内に証明を提出してください。 ※測量、建築士事務所、不動産鑑定士は証明書の提出が必要です。	業種によって必須